

病院敷地内および敷地周辺禁煙のお知らせ

本年7月1日より、県の「受動喫煙の防止等に関する条例」が改正され「病院や学校等の敷地内および敷地周辺も禁煙」となりましたので、本院敷地内および敷地周辺の喫煙は固くお断りいたします。

県条例を違反した場合は罰則の対象になる場合がありますので、ご注意ください。

以上、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

- ※ 加熱式たばこも従来のたばこと同様の取扱いになります。
- ※ 敷地内に駐車した車内においても禁煙となります。
- ※ 当院では禁煙外来を設け、禁煙したい方をサポートしていますのでお気軽にご相談ください。

受動喫煙防止に
ご協力ください



敷地内敷地周辺は**禁煙**です

令和元年7月1日

赤穂市民病院長